

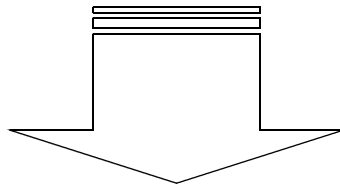
離職した介護人材の再就職準備金 貸付について

この貸付は介護職員として再就職する際に必要となる再就職準備金の貸付限度額40万円以内の貸付です。再就職し、2年間介護職員として従事いただくと返済を全額免除になります。貸付回数は1人につき1回です。

返済の免除のすべての手続きが完了するまで、いろいろな届出や手続きを行っていただく必要があります。必要な届出をしないでおくと、全額返還の対象になってしまうことがありますので注意してください。

下記の図は求職の相談から全額免除の条件に至るまでの流れを示しています。それぞれの事項にあてはまる日から出来るだけ早く届出をしてください。

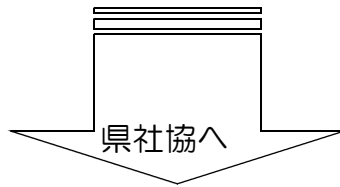
人材センターへ離職の届出、相談



介護事業所または、施設へ再就職内定（決定）※1

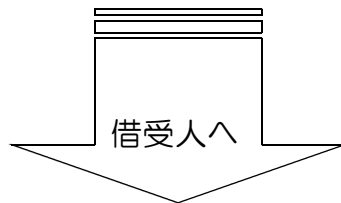
【申込】再就職決定後概ね1ヶ月以内に

- 再就職準備金利用計画書(様式1-2)
- 再就職準備金貸付申請書(様式1)
- 再就職決定の場合：業務従事届(様式10)
- 再就職内定の場合は内定がわかる書類提出
- 住民票添付（連帯保証人も必要です）
- 誓約書(様式4)
- 連帯保証人の所得証明書



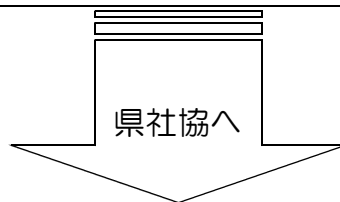
【貸付決定後県社協から】

- 離職した介護人材の再就職準備金貸付決定通知書（様式7）
- 再就職準備金振込口座申請書（様式5）
- 再就職準備金借用証書（様式6）



【借入希望者から県社協へ】

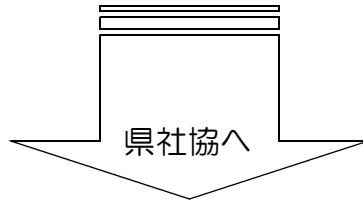
- 再就職準備金振込口座申請書（様式5）
- 再就職準備金借用証書（様式6）※収入印紙貼付
- 印鑑登録証明書添付（連帯保証人も必要です）
- 通帳の写し（口座名義、口座番号が表記されている部分）



指定口座に送金

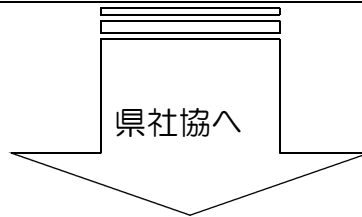
【就職したら】

- 再就職準備金返還猶予申請書（様式9）
- 業務従事届（様式10）申請時に内定であった方



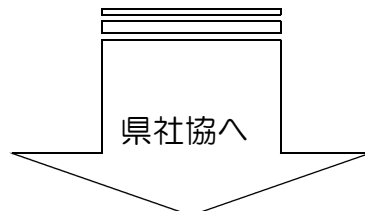
【6ヶ月に一回従事していることを確認します。】県社協から文書を送付します。

業務従事期間証明書（様式11）
*業務従事先の証明



【2年間従事すると】

再就職準備金返還免除申請書（様式8）
業務従事期間証明書（様式11）



本会が返還免除に該当すると判断したとき
→免除確定

※1 再就職の対象となるのは・・・

居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第1号通所事業を実施する事業所に介護職員等として就労した者

こんな時は・・・

- (例)
- ・名前が変わりました・・・氏名等変更届・様式12
 - ・住所が変わりました・・・氏名等変更届・様式12
 - ・勤務先が変わりました・・・業務従事先変更届・様式13と
業務従事期間証明書・様式11(変更前の従事先)
 - ・介護の仕事以外に転職しました他府県の施設に勤務することになりました
返済していただくこととなります。・・・氏名等変更届・様式12

連帯保証人は・・・

借受人と別世帯の、申請日において65歳未満であり、安定した収入のある方とします。

*異動に関する届出書類や提出方法等詳細は個別にお問い合わせ下さい。
「5ページから各様式があります。コピーして使用してください。」